

子ども・子育て支援新制度における施設の利用定員について

子ども・子育て支援法第31条では、特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の「確認」に当たっては、利用定員を市町村が定めるものとしていますが、この利用定員を新たに定めようとするときは子ども・子育て会議の意見を聴くものとされています。

この度、審議していただくのは、平成29年4月1日から新たに利用定員を設定又は変更しようとする特定教育・保育施設で内容は別紙「資料1-2」のとおりですが、この内容は現時点での予定であり、今後の神奈川県との協議等により変更する場合があります。

参 考

【子ども・子育て支援法】

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - 二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - 三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

【子ども・子育て支援法施行規則】

（特定教育・保育施設の利用定員の協議の手続）

第二十七条 法第三十一条第三項の規定による協議は、次の各号に掲げる事項を当該市町村の属する都道府県知事に提出してするものとする。

- 一 当該確認に係る施設の名称、教育・保育施設の種類及び設置の場所
- 二 当該確認に係る設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該確認に係る事業の開始の予定年月日
- 四 定めようとする法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）ごとの利用定員の数